令和4年8月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格や生産資材費の高騰により深刻な影響を受けて 厳しい経営環境にある農業者に対し、経費負担の軽減と経営の安定化を図る ことを目的とし、防府市肥料高騰対策緊急支援事業(以下「事業」という。) に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付及び事業種目等)

- 第2条 市長は予算の範囲内において、前条の事業に要する経費について、肥料高騰対策緊急支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。
- 2 前項の規定による事業種目、事業内容、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の規定による助成金の交付申請をしようとする事業実施主体は、 防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書(第1号様式)を市長が 定める期日までに市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を 審査し適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、防府市肥料高騰 対策緊急支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により、事業実施主 体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と 認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第5条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、当該通知に 係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、 当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすること ができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の 交付決定はなかったものとみなす。

(他の用途への使用禁止)

第6条 助成金の交付を受けた事業実施主体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

- 第8条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (3) 事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、 当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該事業 実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別 に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

別表

事業種目	事業内容	補助率	事業実施主体
事業種目 肥料高騰対策 緊急支援	事業 1 型がにす格部 2 又生4 し料分 7 関東 1 単 7 にす格部 2 は産年使のの	補助率 作付107円と し、107円と し、107円と満たる とい場合は農地でつの は、場合は農地での をする 作付けをみの をする 作付も1作の とする 作付き2,000円と し、10ア円と満てる をする でき2,000円に満てる は、10アールと満てる は、10アールと満てる は、10アールと満てる は、10でも1作のみの は、10でも1作のみの またの作けをのみの またの作けをのみの またの作けをのみの またの作けをのみの またのでも1作のみの またののも1作のみの またののも1作のみの またののも1作のみの またのでも1作のみの またのでも1作のみの	事業実施主体 1 のが上のを 4 付一内る 4 付一内る 4 付一内のののであると 1 のが上のである 4 付一内地人 1 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
	成 3 施設花き 4年度 4年度 1 世界の一部を 3 から 1 世界の 1 世界	とする 作付面積1アールにつき500円とし、2 アールに満たない場合 は切り捨てる また、同じ農地で複数 回の作付けを行った場 合でも1作のみの面積 とする	1 の 4 年 面 4 年 面 4 年 面 4 年 面 4 年 面 4 年 面 以 住 者 で の で の で の で の で の で の で の で の で の で

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書				
防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱第3条の規定により、助成金の交付を申請します。				
1	申請	者		
	住	所		
	氏	名		
2	申請	額		
山口県農業協同組合中央会が実施する、「令和4年度 肥料高騰対策緊急支援事業申請兼助成金請求書」に記 載の合計(申請金額)				
3 助成金の交付申請に関する同意事項				
下記について同意します。 ※左欄□に √ を記入してください。				
・本事業の実施にあたって、山口県農業協同組合中央会が実施する、「令和 4年度肥料高騰対策緊急支援事業申請兼助成金請求書」の写しを、防府市が 取得することに同意します。				

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長

防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付決定通知書

先に申請のありました防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金については、 防府市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、交付 します。

記

交付決定額	円
振込日	年 月 日